

三鷹市公式 Instagram（インスタグラム）運用方針

三鷹市では、情報提供の手段の一つとしてInstagramアカウントを取得し、主に市の魅力・イメージの向上につながる情報を発信しています。Instagramを通じた情報発信に当たり、当アカウントの運用方針を以下のとおり定めます。

■ユーザー名

mitaka_tokyo

■アカウント運営者

三鷹市企画部広報メディア課

■発信者

- 1 広報メディア課職員
- 2 広報メディア課から承認を得た各部署の職員

■発信内容

- 1 市内の風景、イベント等の情報
- 2 市政に関する情報
- 3 広報メディア課長が必要と認める情報

なお、他の一般ユーザーによる、市の魅力・イメージの向上につながる投稿について、当該ユーザーの承諾を得た上で、当アカウント上での再投稿を行う場合があります。

■対応時間

原則として、開庁時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分）。なお、この時間帯以外にも必要に応じて情報を発信する場合があります。

■コメント・ダイレクトメッセージ、フォロー

- 1 原則として、コメント及びダイレクトメッセージへの対応は行いません。
- 2 国、地方自治体などの公共性の高いアカウントから発信された情報を除き、当アカウントからはフォローは行いません。
- 3 当アカウントの利用（コメント・ダイレクトメッセージ、フォロー、メンション、市が行うキャンペーンへの参加など）に当たり、次の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為を行った、又は行うおそれがあるとアカウント運営者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除やアカウントのブロックなどの対応を行う場合があります。
 - (1) 公序良俗に反する内容
 - (2) 当アカウントの掲載内容に対して著しく乖離する内容
 - (3) 三鷹市又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容

- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (5) 違法な情報やわけつな内容
- (6) 商品、店舗、又は会社の宣伝その他の商業目的の内容
- (7) 三鷹市又は第三者の著作権、肖像権その他の知的財産権を侵害する内容
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、又は漏えいするなどのプライバシーを害する内容
- (9) その他アカウント運営者が不適切と判断した内容

■知的財産権

- 1 当アカウントに掲載している個々の情報（文章、画像など）に関する知的財産権は、三鷹市に帰属します。ただし、第三者から提供された個々の情報を当アカウントに掲載した場合の知的財産権は、提供元に帰属します。
- 2 当アカウントが掲載した個々の情報について、私的利用のための複製、引用等の著作権法（昭和45年法律第48号）上認められた場合を除き、無断で複製し、又は転用することはできません。

■免責事項

- 1 当アカウントの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の完全性及び有用性について保証するものではありません。
- 2 市は、当アカウントの投稿により生じた直接又は間接的な損失について、市の故意又は重大な過失によるものでない限り、責任を負いません。
- 3 市は、予告なくこの運用方針の変更又は運用を中止する場合があります。

■お問い合わせ

三鷹市企画部広報メディア課

電話 0422-29-9037

メールアドレス kouhou@city.mitaka.lg.jp

■適用

この運用方針は、令和6年8月15日から適用します。